

平成30年度 瑞浪市防災会議議事録

開催日時:平成30年7月5日(木) 午後1時30分～午後2時30分

開催場所:瑞浪市保健センター 3階大会議室

出席者:24名(西日本電信電話株式会社岐阜支店災害対策室長、東濃鉄道株式会社土岐営業所長、多治見警察署長、瑞浪市教育長、土岐医師会長、陶都信用農業協同組合長、社会福祉協議会事務局長は代理出席)

欠席者:2名(東濃県事務所長、瑞浪商工会議所会頭)

事務局:4名(景山まちづくり推進部長、三浦生活安全課長、生活安全課 加藤、山内)

議 事:瑞浪市地域防災計画の修正(案)について…資料事前配布

- 報告事項:①平成29年度防災訓練の実施結果について・・・資料1
②瑞浪市避難所運営マニュアルについて・・・・・・資料2
③指定避難所へのWi-Fi設置について・・・・・・資料3
④防災行政無線のデジタル化について・・・・・・資料4
⑤お宅のブロック塀は大丈夫ですか?・・・・・・資料5

次第・発言者	内 容
開会 事務局：景山部長	皆様、本日は大変お忙しいところ、また足元が非常に悪いなか、ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成30年度瑞浪市防災会議を開催いたします。 私は、まちづくり推進部長の景山と申します。よろしく願いいたします。
会議の公開等 事務局：景山部長	会議に入ります前に、会議の公開につきまして、予め皆様にご了承をお願いいたします。

<p>委員の委嘱等 事務局：景山部長</p>	<p>本会議につきましては、瑞浪市附属機関及び懇談会等の会議の傍聴に関する要綱に基づき、公開とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(～「異議なし」の声～)</p> <p>なお、会議の内容につきましては、会議録としてまとめる関係上、録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この防災会議委員につきましては、お配りしています委員名簿のとおり、市長のほか、25名の皆様に委員をお願いさせていただいております。人事異動等に伴い新たに委員をお願いさせていただく方には、お席に委嘱状をお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本会議の会長でございますが、瑞浪市防災会議条例第3条第2項に、「会長は、市長をもって充てる」となっておりますので、水野市長が会長となるものでございます。</p> <p>それではここで、会長である水野市長より、ご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>(会長挨拶)</p>
<p>委員紹介 事務局：景山部長</p>	<p>続きまして、委員の皆様方の紹介でございますが、自己紹介もかねて順番に一言ずつお願いしたいと思います。</p> <p>なお、名簿番号2番、東濃県事務所長 鷲見様、16番、瑞浪商工会議所会頭 鷲尾様につきましては、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>(委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局を紹介いたします。私の右から、生活安全課長の三浦、防災安全推進係長の加藤、防災担当の山内でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>成立報告 事務局：景山部長</p>	<p>本日の会議でございますが、委員総数26名中、出席者は24名でございます。防災会議条例第5条第2項の規定の過半数</p>

<p>資料の確認 事務局：景山部長</p> <p>議長の指名 事務局：景山部長</p>	<p>を超えておりますので、本会議が成立したことを、ここにご報告いたします。</p> <p>引き続き、資料の確認をさせていただきます。 事前に配布させていただきました資料が、「平成30年度瑞浪市地域防災計画修正（案）要旨」及び「平成30年度瑞浪市地域防災計画新旧対照表」「別紙1～9」でございます。 本日配布させていただいた資料が 「平成30年度 瑞浪市防災会議次第」 「瑞浪市防災会議委員名簿」、「瑞浪市防災会議条例」 「資料1 平成29年度防災訓練の実施結果について」 「資料2 瑞浪市避難所運営マニュアル」 「資料3 指定避難所へのWi-Fi設置について」 「資料4 防災行政無線のデジタル化について」 「資料5 お宅のブロック塀は大丈夫ですか？」 でございます。 お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここからの議事進行につきましては、防災会議条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めるとされておりますので、水野市長に議長の職をお願いいたします。 市長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>※議事 議長（市長）</p> <p>事務局：三浦課長</p> <p>議長</p> <p>西尾委員</p>	<p>それでは、瑞浪市防災会議条例に基づきまして、会議の進行を努めさせていただきます。早速ですが、ただ今から、議事に入らせていただきます。 「3 議事 『瑞浪市地域防災計画の修正（案）』について」事務局、説明をお願いします。</p> <p>（地域防災計画修正案 内容説明）</p> <p>ただ今、説明のありました「瑞浪市地域防災計画の修正（案）」等につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>新旧対照表の2ページ目、事業者の責務と役割について「自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定</p>

<p>事務局：三浦課長</p>	<p>する」と要配慮者利用施設について策定すると記載があり、8ページの浸水の項目においても計画と訓練を実施するよう記載がありますが、1つの計画を策定すればよいのでしょうか。</p> <p>要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、土砂災害に係る避難確保計画を、浸水想定区域内にある場合は、洪水に係る避難確保計画を策定しなければいけません。該当する区域に応じた避難確保計画の策定が必要となります。</p>
<p>西尾委員</p>	<p>要配慮者利用施設の項目についてです。瑞浪市では、前回の防災会議にて提示されたタイムラインをもとに避難情報を発令されていると思います。要配慮者に対しては、避難の準備等に時間が掛かりますので、一般の方と比較して、早いタイミングで避難情報を発令するのでしょうか。</p>
<p>事務局：加藤</p>	<p>市が発令する避難情報には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3種類あり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順に緊急度は高くなります。</p> <p>状況にもよりますが、第一段階での発令となります避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者の方に自主的な避難行動を促す情報ですので、要配慮者利用施設につきましては、この情報が避難を開始するタイミングとなります。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始は、一般の方が家族との連絡や非常持出品の準備を始めるなど、避難準備を行うタイミングでもあります。要配慮者は、避難に時間を要しますので、一般の方より一段階手前の行動が必要となります。</p> <p>要配慮者、一般の方で発令する避難情報が異なるのではなく、避難情報によって、要配慮者、一般の方に求められる行動が異なっております。</p>
<p>小山委員</p>	<p>災害時において負傷者等に対する医療活動を迅速に行うために救護所を設置することが不可欠となります。県内においては、多くの自治体が事前に救護所の開設予定場所を指定しております。地域防災計画への記載までについては、特段、定めはございませんが、瑞浪市におかれましては、指定の予定がないという状況とのことですので、検討をお願いします。</p> <p>基本的には、まず救護所の開設予定場所を決めていただき、開設までのステップを組織内でのマニュアル化をお願いします。医師・看護師等につきましては適宜協定の中での対応が考えられます。</p> <p>実際に地震時などは、医師・看護師の確保は難しくなるため、現実的には、DMATを岐阜県が提案させていただく形になるかと思います。救護所の開設場所を事前に設定していただかない</p>

<p>事務局：加藤</p> <p>板垣委員</p> <p>事務局：加藤</p> <p>議長</p>	<p>と DMAT がどちらに向かえばいいのかわからなくなってしまう。まずは、救護所の開設場所を明確にさせていただくことで、県もスムーズな対応ができますので、よろしくお願いします。</p> <p>市としましても救護所を事前に指定することは必要なことであると考えております。今後、救護所の指定を進めるとともに、地域防災計画内で規定することについてもしていきます。</p> <p>民生・児童委員と区長さんは、市から避難行動要支援者名簿の提供を受けています。持っている名簿が民生・児童委員と区長さんと異なる聞いています。名簿の内容、活用方法等について教えてください。</p> <p>名簿は、社会福祉課にて作成・提供しているもので、民生・児童委員さんに提供している名簿には、全ての該当者が記載された名簿を提供しています。また、区長さんには、該当者の中で名簿の提供について同意された方のみをまとめた名簿を提供しています。</p> <p>民生・児童委員さんにおかれましては、名簿を基に、該当者の安否確認等の情報収集をしていただき、市への情報提供をお願いしております。また、区長さんには、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等を行っていただくこととなります。</p> <p>民生・児童委員さんと区長さんの名簿内容が異なるなどのことから、災害時における対応等が難しいとの話も聞いております。個人情報等の問題により難しい面もございますが、今後、福祉部局と防災部局とで協議する中で、よりよい活用方法について検討していきたいと考えております。</p> <p>その他、ご意見等もないようですので、「瑞浪市地域防災計画の修正（案）」につきまして、お諮りをしたいと思います。原案のとおり承認いただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>(～「異議なし」の声～)</p>
<p>※報告事項 会長</p> <p>事務局：加藤</p>	<p>続きまして「4 報告事項」でございます。</p> <p>資料1の「平成29年度防災訓練の実施結果について」から資料5の「お宅のブロック塀は大丈夫ですか？」を事務局より一括して報告いたします。</p> <p>(配布資料を基に内容説明)</p>

<p>会長</p>	<p>報告事項につきまして、ご質問、ご意見などございますか。</p> <p>(～「特になし」の声～)</p>
<p>※その他 会長</p>	<p>次に、その他ですが、委員から何かございますか？</p> <p>(～「特になし」の声～)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、平成30年度 瑞浪市防災会議を閉会とさせていただきます。皆様にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>今後も引き続き、災害に強いまちづくりのため、防災対策を推進してまいります。</p> <p>委員の皆様の更なるお力添えをお願いいたします。</p>
<p>事務局：景山部長</p>	<p>事務局よりお知らせします。</p> <p>本日お持ちいただきました地域防災計画書につきましては、事務局でお預かりさせていただき、後日、差し替え後にお届けいたします。自席に残したままお帰りいただきますようお願いいたします。</p> <p>本日15時から国民保護協議会が同会場でございますので、ご案内させていただいた方につきましては15時までにお集まりくださいますよう、お願いいたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>